

IVRC 運営委員会規程

2011 年 6 月 17 日制定

2014 年 5 月 16 日改訂

2022 年 5 月 18 日改訂

(目的)

第 1 条 IVRC 運営委員会は、企画委員会規程に基づき、学会定款第 5 条（1）の学術研究事業のうち、IVRC（国際学生対抗バーチャルリアリティコンテスト）の企画、組織、及びその運営を行う。

(構成)

第 2 条 IVRC 運営委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員 10 名程度により構成する。

第 3 条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第 4 条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第 5 条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第 6 条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第 7 条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第 8 条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は、委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第 9 条 幹事は委員長を補佐し、IVRC 運営委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

(業務)

第 10 条 IVRC 運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) IVRC の開催場所、実行委員長などを決定する。
- (2) IVRC 実行のための実行委員会などを組織する。
- (3) 実行委員長が IVRC を実行するにあたっては、学会事務局と連携し協力する。
- (4) 実行委員会は IVRC の参加者に対して、制作活動に関する支援金、あるいは参加のための交通・宿泊費の補助、あるいはその両方を支給することができる。なお具体的金額は実行委員会において別途議論のうえ定めるものとする。

(運営)

第 11 条 IVRC 運営委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第 12 条 IVRC 運営委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2011年6月17日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は2014年5月16日より実施する。
- 1 本規程は2022年5月18日より実施する。